

平成27年2月13日 こども未来課

新潟市子ども・子育て支援事業計画（案）  
意見募集結果

（未定稿）

本市では、子ども・子育て支援新制度のもと、さまざまな子ども・子育て支援の充実を計画的に進めていくため、「新潟市子ども・子育て支援事業計画（新・すこやか未来アクションプラン）」の策定に取り組んでいます。

この計画案に対する市民の皆さんのご意見を募集し、結果がまとまりましたので、公表します。ただし、個々のご意見等に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

## ● ご意見の募集期間

平成26年12月22日（月）～平成27年1月20日（火）

## ● 提出状況

- ◆提出者数 5人
- ◆提出件数 12件
- ◆提出方法 窓口 2人  
郵送 -  
FAX 2人  
電子メール 1人

## ● 寄せられたご意見と市の考え方

## ◆項目別意見数

項目	件数
第1章 計画の策定にあたって	0
第2章 計画の基本的な考え方	0
第3章 計画に基づく事業内容	12
第4章 計画の推進と点検・評価	0
合計	12

◆ご意見の概要と市の考え方  
別紙のとおり

## ● 問い合わせ先

新潟市 福祉部 こども未来課 企画管理係

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL：025-226-1193 FAX：025-228-2197

Eメールアドレス：[mirai@city.niigata.lg.jp](mailto:mirai@city.niigata.lg.jp)

別紙

◆ご意見の概要と市の考え方

お寄せいただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方は、次のとおりです。

※放課後児童クラブ検討部会  
関連項目は通番号 2～10

通番号	該当頁	素案記述	ご意見の概要	市の考え方	修正
1	35 頁	<p>基本施策1 幼児期の教育・保育の充実と幼保小連携の取り組みの推進</p> <p>成果指標 待機児童数</p>	<p>待機児童数だけでなく保育の質についての指標が設定できないか。 (例えば乳児保育や休日保育など)</p>	<p>※幼保部会</p>	
2	46 頁	<p>基本施策2 放課後対策の総合的な推進</p> <p>現状と課題 ◎ 小学生児童数は年々減少し、今後も伸び悩むと推測される一方で、子どもたちが放課後を安心、安全に過ごせる場として、放課後児童クラブに対するニーズは、今後も増えることが見込まれており、子どもふれあいスクールを含む、総合的な放課後対策が必要とされています。</p>	<p>「放課後子ども総合プラン」で放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化が推進されているが、放課後児童クラブと子ども教室事業は、それぞれの目的・役割がある。放課後子ども教室との一体化ではなく、放課後児童クラブ数を増やすことや質の引き上げなど放課後児童クラブの拡充が緊急の課題。保護者が安心して働くことができ、子どもが安心して生活できる放課後児童クラブの整備が必要である。</p>	<p>「放課後子ども総合プラン」においての一体型とは、放課後児童クラブと放課後子供教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所で、放課後子供教室開催時に共通のプログラムに参加できるものをいいます。</p> <p>【修正：説明を追加】</p> <p>放課後児童クラブと放課後子供教室が、連携を図ることで、児童が活動の幅を広げ、多様な体験、活動を行うことができるよう取り組んでいくことが必要と考えます。</p>	有

3	47 頁	<p>基本施策2 放課後対策の総合的な推進</p> <p>取り組みの方向性 ◎ 放課後児童健全育成事業者に対し、研修や情報交換会を行い、公設・民設を含めた本市の放課後児童クラブ全体が、条例の基準を満たし、常に最低基準を超え、設備および運営を向上させるよう図っていきます。</p>	<p>「指導員の処遇の改善、人材確保の方策も検討する」と付け加えるべき。</p>	<p>「放課後児童クラブが条例の基準を満たし、常に最低基準を超え、設備及び運営を向上させることを図ること」には、職員の処遇の改善や人材確保方策の検討も含まれるものです。</p>	無
4	47 頁	<p>基本施策2 放課後対策の総合的な推進</p> <p>取り組みの方向性 ◎ 小学校 6 年生までを受け入れ対象とし、必要な量の見込みを確保するため、学校施設などを活用しながら、施設整備を行っていきます。</p>	<p>「学校施設、学校敷地外の民家、アパートなども活用しながら1 集団の規模 40 人になるよう施設整備を行なっていきます」とすべき。</p>	<p>児童の放課後の安心・安全な居場所として、学校外に移動せずに過ごせる場所の確保が必要と考えています。学校施設の活用を基本とし、場合によっては学校外施設等も活用しながら、児童をおおむね 40 人以下の支援の単位に分けかつ、1 人につきおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上の施設面積を確保できるよう取り組んでいきます。</p>	無

5	48 頁	<p>基本施策2 放課後対策の総合的な推進</p> <p>主な取り組み 1 放課後児童クラブ全体の質の向上 (1) 「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に定める基準に沿った運営</p>	<p>職員について、「うち1人を補助員に代えることができる」を「2人とも放課後支援員にする」とするべき。</p> <p>【理由】放課後支援員が休む時、補助員と代替臨時では何かあった時、不安。災害、救急車、ノロ、急な引きつけなどに対応するには、新潟市が今まで行って来た正規2人体制を継続してほしい。</p>	<p>条例では、「放課後児童健全育成事業者は、常にその設備及び運営を向上させなければならないことや最低基準を超えて設備を有し、又は運営している場合は、最低基準を理由として、設備及び運営を低下させてはならない」ことを明記しています。</p>	無
6	48 頁	<p>① 職員 支援の単位（おおむね児童40人以下）ごとに放課後児童支援員資格をもつ職員を2人以上配置する必要があります。 このことを基本としながら、うち1人を補助員に代えることができるという規定もありますが、本市では、人材育成を図る観点から、補助員であっても、「放課後児童健全育成事業に従事した日から3年以内に放課後児童支援員となることが見込まれるもの」としています。</p>	<p>「このことを基本としながら、うち1人を補助員に代えることができる」という規定もありますが、本市では、人材育成を図る観点から、補助員であっても、『放課後児童健全育成事業に従事した日から3年以内に放課後児童支援員となることが見込まれるもの』としています。」を削除し、「支援の単位（おおむね児童40人以下）ごとに放課後児童支援員資格をもつ職員を2名以上配置する必要があります。」と修正するべき。</p> <p>【理由】これまで、新潟市と社会福祉協議会は、学童保育事業を始めたときから各クラブに正規職員2名と児童数に応じて臨時指導員を配置してきた。（国が1施設に1名分の補助単価を出さなくても）2人で、保育計画、行事の相談をし、様々なトラブルや困ったことを相談しながら、クラブ運営を行ってきた。各クラブの児童への保育、保護者対応の難しさ、学校、ふれあいスクールとの連携、地域の方々との連携、大規模クラブ、施設の狭さ等々、日々の支援員の仕事は沢山ある。放課後児童支援員と補助員（たとえ支援員の資格はあっても）と待遇の違う職員配置では、放課後児童支援員1人に責任がかかってくる。意欲を持って働いている新潟市のひまわりクラブ指導員を新潟市と社会福祉協議会は新しい運営基準に関する条例ができたあとも守るべき。これまで新潟市が築き上げてきた学童保育の水準を引き下げないでほしい。民間で行っている事業所で、1～2か所基準に満たない所があったとしても、長期的展望に立ち、例外は認めながら行ってほしい。</p>	<p>そのため、「条例に定める基準に沿った運営」を行うことで、現に有資格者が2人以上で運営しているクラブにおいては、引き続き2人以上の放課後児童支援員が必要ということになります。</p> <p>また、補助員を配置した場合でも、3年以内に放課後児童支援員となることを要件とし、質の向上を図ることとしています。</p> <p>民設クラブ等で、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所については、児童の安全が確保される場合は、職員2人のうち1人は兼務を認める規定もあります。</p>	無

7	48 頁	<p>基本施策2 放課後対策の総合的な推進</p> <p>主な取り組み</p> <p>1 放課後児童クラブ全体の質の向上</p> <p>(1) 「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に定める基準に沿った運営</p> <p>② 施設・設備</p> <p>遊びおよび生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を児童1人につきおおむね1.65㎡以上確保する必要があります。(専ら事務の用に供する部分、便所その他これらに類するものを除きます。)</p> <p>5年間の経過措置期間内に、施設整備を進めていきます。</p>	<p>「1.65㎡以上確保」は、「1.98㎡以上確保」とすべき。</p> <p>【理由】1.65㎡では狭いと思う。特に高学年も受け入れ、身体も大きくなるので、広いスペースが必要になると思う。広さを確保するための具体的な案を早急に示してほしい。支援員の配置と同時に施設の分割・クラス制など、現場でどうしていけば良いのかわかるように示してほしい。</p>	<p>厚生労働省令で定められた「1.65㎡以上」については、国の放課後児童クラブの基準に関する専門委員会の報告で、「現状児童1人当たりおおむね1.65㎡以上を満たしていないクラブが、今後着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、現行の放課後児童クラブガイドラインと同様に「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とすることが適当」とされたことを踏まえ、定めたものです。</p> <p>本市としても、1人当たりおおむね1.65㎡以上を満たしていないクラブが現存することから、国の示す基準が適当として条例に規定したものです。</p> <p>ただし、条例の「設備の基準」の中で、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」。)について、省令に加え、「専ら事務の用に供する部分、便所その他これらに類するものを除く」とし、専用区画から除かれる部分を具体的に明記しています。</p> <p>また、現場での対応については、平成26年度から、本市の放</p>	無
---	---------	--	---	---	---

				<p>課後児童健全育成事業者および職員を対象に研修や情報交換会を実施しており、新制度における運営について情報共有を行い、各クラブの現況や今後の対応などを話し合う機会を設けています。平成 27 年 3 月にも今年度3回目の情報交換会を予定しており、新制度開始後もこれを継続していきます。</p>	
8	48 頁		<p>「5年間の経過措置期間内に、施設整備を進めていきます。」という箇所について、資料の追加として、施設整備（5年間の経過措置期間）の予定の一覧表を提示してほしい。</p> <p>【理由】大規模クラブ、老朽化の激しいクラブが沢山あるが、〇〇クラブは何年にプレハブまたは教室を借りるよう学校と交渉中である等々の計画が保護者や指導員、学校、地域の方々にもいつでも分かるように示してほしい。各々のクラブがいつ分割するかが分かれば現状を耐えることができるのではないだろうか。</p>	<p>新潟市ホームページに公開している第7回放課後児童クラブ検討部会の資料5で、面積要件により、平成31年度までに整備が必要と見込まれる小学校を示しています。</p> <p>ただし、利用児童数の増減、各施設の状況、民設放課後児童クラブの運営状況等により、施設ごとの整備の緊急度は毎年変動するものと考えています。</p> <p>小学校施設の活用については、各小学校との協議も必要となりますので、長期的計画に具体的施設名を明示することは難しい状況です。</p> <p>面積要件以外に老朽化要件等も加え、5年間の経過措置期間の中で計画的に整備していきます。</p>	無

9	48 頁	<p>基本施策2 放課後対策の総合的な推進</p> <p>主な取り組み 1 放課後児童クラブ全体の質の向上 (2) 放課後児童健全育成事業者への研修と情報共有</p> <p>《略》 市全体の放課後児童健全育成事業の質の向上を図るために、今後も公設・民設の事業者・職員への研修実施と情報共有に努めていきます。</p>	<p>計画の記載に対する修正ではなく、研修内容についての意見。</p> <p>4月から6年生まで受け入れることになったが、高学年を含めた生活づくりと高学年児童への対応の学習を早くに行う必要があると思う。他県の高学年受け入れている事業所の放課後児童支援員の話聞くのが一番良いと思う。</p> <p>40人以下の支援の単位にするため、支援員を沢山採用してるが、新年度から全員研修の回数を増やしていくことが大切だと思う。</p> <p>また、障がいのある子どもと、障がいはなくてもパニックをおこしたり、友だちとの関わりが苦手な子等々、各クラブでは気になるけれど、どう対応してよいか分らず指導員は困っている。指導員の悩みに応えてくれる研修を取り入れてほしい。</p>	<p>研修内容についてのご意見ありがとうございます。</p> <p>本市でも以前から高学年の受け入れを行っている民設クラブや、公設の高学年受け入れモデルクラブがあり、平成26年度から、こうしたクラブの職員を交えた情報交換会を実施しており、今後も継続していく予定です。</p> <p>また、いただいたご意見を参考に、新潟市の放課後児童クラブ全体の質の向上を図るため、今後も公設・民設を含め職員への研修内容の充実に取り組んでいきます。</p>	無
10	48 頁	<p>基本施策2 放課後対策の総合的な推進</p> <p>主な取り組み 2 放課後児童クラブの整備 (1) 必要な量の見込みと確保方策</p>	<p>新制度では、小学校6年生までが対象となり、ますます利用児童数が増えることが予想される。施設の整備を後回しにし、待機児童を出さないで受け入れる事により大規模クラブが増えてきたことの弊害は大きいと思う。</p> <p>5年間の経過措置ではなく早急に大規模クラブを解消することが必要。大規模クラブでは児童の安全安心の生活を保障することはできない。新制度では、子ども一人あたり1.65㎡以上の面積を確保する、「支援の単位を構成する児童の数40人以下」を早急に整備する具体的な事業計画を立てる必要がある。</p>	<p>児童1人につきおおむね1.65㎡以上の面積を確保するための整備を行うとともに、支援の単位ごとの放課後児童支援員を配置していくために、5年間という期限を設けることで、より計画的に児童の受け入れ態勢を整えることができると考えています。</p>	無

11	52 頁	<p>基本施策3 障がいのある子どもへの支援の充実</p> <p>[成果指標] 発達支援コーディネーター養成研修修了者数 平成25年度 74名 → 平成31年度 各園1名以上</p>	<p>発達支援コーディネーターをかなり増加させる指標となっているが、これを実現するための手法の記述が必要ではないか。</p>	<p>※地域ネットワーク部会</p>
12	92 頁	<p>基本施策10 社会的養護体制の充実</p> <p>主な取り組み 1 社会的養護体制の充実 (4) 自立支援の充実 自立の際にも保護者からの適切な支援を受けられない子どもに対し、自立を援助するため、自立援助ホームを支援し、さまざまな事情で子どもの養育が困難な状況にある母子家庭の親子に対し、母子生活支援施設での就労指導や生活指導などを通じて自立への支援を行うとともに、各施設退所後の相談支援（アフターケア）の充実に努めます。</p>	<p>「アフターケア」は特に重要。自立するということは、地域の中で暮らしていかなければならないということであり、施設だけではなく、児童福祉法の枠を超えた対応が必要となる。計画案では「相談支援（アフターケア）」となっているが、「相談支援」といっても相談に来ないという場合もある。アフターケアに関する記載を充実させたほうが良いのではないか。</p>	<p>※地域ネットワーク部会</p>